

令和6年 第5回農業委員会議事録

令和6年5月24日午前10時00分に第5回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹 原 哲	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
10 番 後 藤 一 彦	11 番 本 間 俊 悦	12 番 伊勢村 孝 之
13 番 石 川 富士太郎	14 番 笹 原 光 政	15 番 小 松 栄 作
16 番 齋 藤 吉 勝	17 番 山 口 栄 子	18 番 鈴 木 藤 光
19 番 星 川 礼 子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

7 番（高橋 央） 10 番（後藤 一彦） 16 番（齋藤 吉勝） 番（ ）

《無断遅刻》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《通告欠席》

5 番（西塚 喜行） 12 番（伊勢村孝之） 13 番（石川富士太郎） 番（ ）

《無断欠席》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第10号	農地法第18条第6項の規定による解約通知について
議第11号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第12号	尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について
議第13号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第14号	尾花沢市農用地利用集積計画について

令和 6 年 第 5 回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和 6 年第 5 回通常総会を 5 月 2 4 日（金）市役所大会議室において午前 1 0 時 0 0 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席ください。5 番西塚喜行委員、1 2 番伊勢村孝之委員、1 3 番石川富士太郎委員より欠席する旨、7 番高橋央委員、1 0 番後藤一彦委員、1 6 番齋藤吉勝委員より遅れる旨の連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 1 3 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

みなさんおはようございます。今年は天気恵まれ、農作業も順調に進んでいると思いますけれども、天候に左右されるすいかの定植も順調に進んでいると聞いております。みなさん、農作業には十分気を付けて、けがのないように仕事されることをお願いしまして、挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和6年第5回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、6番西塚孝也委員、7番高橋央委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

（事務局 田中局長補佐）

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

（以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。）

（議 長）

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。はじめに、報第10号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

（事務局 挙手）

（議 長）

渡辺係長。

（事務局 渡辺係長）

それでは、報第10号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告

いたします。議案書 1 頁から 8 頁をご覧ください。案件は 17 件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、別人への貸借を予定するものが 3 件、中間管理機構へ貸付を予定するものが 11 件、同人へ売買するものが 1 件、自作予定が 1 件、未定が 1 件です。

以上で報告を終わります。

（議 長）

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第 10 条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第 10 号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、次に議第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（事務局 挙手）

（議 長）

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

議第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今月申請のありました案件についてご説明いたします。

今月申請のありました案件についてご説明いたします。

所有権の移転が5件、賃貸借権の設定が8件、使用貸借権の設定が2件です。

9頁のNo.1から11頁のNo.5までが所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが4件、労力不足によるものが1件です。

12頁No.6から13頁、No.13までが賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが4件、労力不足によるものが1件、耕作不便によるものが1件、高齢化による経営縮小によるものが1件、耕作者側の要望によるものが1件です。

14頁No.14、15は使用貸借権の設定です。申請事由としては、耕作不便によるものが1件、経営移譲のための設定が1件です。

No.1からNo.15は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります。慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議第１５号「尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程いたします。現地調査第６班主任、沼澤克己委員の報告・説明を求めます。

（３番 沼澤克己委員 報告・説明）

（議 長）

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第１５号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。尚、この案件については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定により、尾花沢市長に対し、通知いたします。

次に、議第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第６班主任、沼澤克己委員の報告・説明を求めます。

（３番 沼澤委員 報告・説明）

（議 長）

只今、沼澤委員より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 16 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 17 号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限により、1 番笹原哲委員、7 番高橋央委員の退席を求めます。

(1 番 笹原哲委員 退席)

(7 番 高橋委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第 17 号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書 35 頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借 9 件、使用貸借 3 件、農地中間管理機構の転貸 36 件、所有権移転 3 件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が 47.2

ha です。

続いて、対象人数は、賃貸借設定が出し手 9 名、受け手 8 名、使用貸借出し手 3 名、受け手 3 名、転貸が出し手 3 6 名、受け手 1 7 名、所有権移転が出し手 3 名、受け手 3 名です。合計は出し手が 5 1 名、受け手が 3 1 名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3 年から 5 年が 4 件で 0. 8 ha、1 0 年以上が 5 件で 3. 2 ha です。使用貸借は 3 から 5 年が 1 件で 2. 2 ha、1 0 年が 2 件で 0. 7 ha です。転貸は 1 0 年以上で 3 6 件で 3 9. 5 ha です。

1 0 a 当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

3 6 頁からは、個別状況になります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしく願います。

（議 長）

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第 1 7 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。1 番笹原哲委員、7 番高橋央委員 復席願います。

（1 番 笹原哲委員 復席）

（7 番 高橋委員 復席）

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和6年第5回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時25分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和6年5月24日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____